

## 資 金 概 要

資 金 名	農業経営改善促進資金〔スーパーS資金〕（県預託）
目 的 根拠法：農業 経営基盤強 化促進法	効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して、低利運転資金を農協系統資金を活用して融資する。
原 資	県農業信用基金協会：1／6      県：1／6      農協系統資金：4／6
貸 付 利 率	1. 50%(短期プライムレート水準に応じて決定)      (最終改訂日：令和4年4月20日)
貸 付 対 象 者	認定農業者であって、以下の要件を満たす者 ①簿記記帳を行っている又は行うことが確実であると見込まれる者であること。 ②経営改善計画が具体的内容であること。 ③②の改善計画に着手済み又は着手することが確実であると認められること。 ④既往借入金の返済財源が確保されていること。
資 金 使 途	農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金（種苗代、農薬代、肥料代等）
貸 付 極 度 額	個人    500万円      (畜産、施設園芸は、2,000万円) 法人    2,000万円      (畜産、施設園芸は、8,000万円)
仕 組 み	<pre> graph TD     A[佐賀県] -- "(無利子貸付)" --&gt; B[農業信用基金協会]     C[国] -- "(利子補給、但し、2.2%以内)" --&gt; D[金融機関]     D -- "(借入)" --&gt; B     B -- "(低利預託基金 貸付利率1%又は定期預金利息相当)" --&gt; E[融資機関 (農協等)]     E -- "(貸付利率1.50%)" --&gt; F[認定農業者]     </pre>
償 還 期 間	1年以内 (但し、農業経営改善期間中は有効に認定された極度額の範囲内で借換えを行うことができる)
融 資 枠	(R4年度)2.4百万円
担保・保証人	担保・連帯保証人は、融資機関の判断により必要となることがある。 県農業信用基金協会の債務保証の利用が可能。